

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年11月17日

世田谷区

### 1 業務委託の概要

- (1) 件名 庁有車（特別職）運行管理業務委託
- (2) 目的 世田谷区（以下「区」という）が所有する車両において、区長の送迎及び公務による関係機関への送迎又は副区長、教育長の公務による関係機関への送迎及び日常の車両の維持管理を行う。なお、特別職とは、区長、副区長、教育長を指すものとする。
- (3) 委託内容 ①特別職の送迎に関する委託車両の運行  
②委託車両の軽易な修理及び整備  
③緊急対応
- (4) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで  
※令和7年度及び令和8年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する予定がある。
- (5) 委託車両数 3台

### 2 参加資格

次の要件を満たす法人であること

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録された者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区契約事務規則に定める入札参加停止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2参加資格」を有する者であって、参加表明書提出期限までに参加表明書及び同時に添付すべき書類を提出した者。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

##### (1) 経営状況に対する評価基準

- ①業務実績
- ②社会的責任

##### (2) 企画提案に対する評価基準

- ①業務に対する取り組み姿勢
- ②車両運行及び日常管理
- ③組織管理
- ④災害対策等緊急時の体制
- ⑤提案内容の妥当性
- ⑥資料調整能力
- ⑦費用対効果
- ⑧ヒアリング

#### 5 手続等

##### (1) 担当部課

世田谷区区長室秘書課

所在地：154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27（第一庁舎三階）

担当者：坂本・中谷

電話：03（5432）2019（直通）

FAX：03（5432）3003

Eメール：[SEA02027@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02027@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和5年11月17日（金）～12月1日（金）17時まで  
平日の午前9時～17時

②場所 世田谷区世田谷 4-21-27（第一庁舎三階）区長室秘書課

③方法 窓口での配布及び区ホームページからのダウンロード

##### (3) 参加表明書及びその添付書類の提出期限、提出場所及び方法

①期限 令和5年12月1日（金）17時必着

②場所 上記「(2) 場所」に同じ

③方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

##### (4) 提案書等の提出期限、場所及び方法

①期限 令和6年1月9日（火）17時必着

②場所 上記「(2) 場所」に同じ

③方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

## 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口「5(1)」に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 本案件は、提案限度額を6,731,186円（消費税（10%で計算）含む。時間外手当平日280時間分、土日祝祭日80時間分、宿泊費（年3回予定・実費払い）を含む）とする。
- (8) 本件は、令和6年度予算の配当を条件として契約を締結する。
- (9) 詳細は説明書による。